

院内掲示が義務付けられている手術実績

2024年6月1日更新

告示④ 特掲診療科の施設基準等

第12 手術

2 医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号ならびに歯科点数表第2章9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準

(1) 区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	4
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

(2) 区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	1
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術等	0
カ	肝切除術等	1
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

(3) 区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎臓移植術等	0

(4) 区分4に分類される手術 127

(5) その他の区分		手術件数
ア	人工関節置換術	8
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術およびペースメーカー交換術	1
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

2023年1月～12月

掲示許可No.	1
期	<input checked="" type="checkbox"/> R7年5月31日迄
限	<input type="checkbox"/> 内容変更が生じる迄
許可日	24.6.1